# 令和7年度花壇草花植栽維持管理業務委託契約書(案)

那覇市(以下「甲」という。)と_	(以下「乙」	という。)	とは、
次のとおり委託契約を締結する。			

### (委託業務)

第1条 甲は、環境美化促進に伴う花壇草花植栽維持管理業務(以下「委託業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。

#### (委託期間)

第2条 この委託業務の期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

### (委託場所)

- 第3条 委託場所は、次のとおりとする。
  - (1) 沖映通り植栽桝一部(牧志2丁目1番6号付近)

#### (委託料)

第4条 委託料は、別表1の履行期間に係る総額として金 円に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条及び地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

# (委託業務の内容)

第5条 乙は、別紙仕様書により、委託の本旨に従い細心の注意をもって委託業務を実施 するものとする。

#### (契約保証金)

第6条 甲は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第30条第9号に基づき本契約について、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

## (業務責任者等)

第7条 乙は、業務履行について技術上の管理を統括する業務責任者を定め、甲に通知するものとする。業務責任者に変更があった場合も同様とする。

#### (再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (遵守義務)

- 第9条 乙は、本契約書及び仕様書、その他の関係法令を遵守しなければならない。
- 2 乙は、この委託業務において知り得た全ての情報を第三者に漏らし、又は関係書類を 閲覧させてはならない。
- 3 前項の規定は、甲乙間の契約終了後も同様とするものとする。

## (委託業務の調査報告)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査を実施 し、又は報告を求めることができる。

## (委託業務の内容変更等)

- 第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。 賠償額については、甲乙協議して決める。

## (甲の契約解除権)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除できるものとする。
  - (1) 甲は、乙又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
  - (2) 正当な理由が無く、着手時期が過ぎても委託業務を開始しないとき。
  - (3) 本契約の条項に違反したとき。
- 2 乙は、甲が前項の規定により契約を解除したときは、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

### (乙の契約解除権)

- 第13条 甲の契約違反により委託業務を完了することができなくなったときは、本契約を 解除できるものとする。
- 2 乙は、契約の解除を申し出るときは、30日前に書面により通知しなければならない。

#### (乙の損害及び第三者に及ぼした損害)

第14条 委託業務の執行に際し乙の損害及び乙が第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合のみ甲の負担とする。

# (業務に係る費用負担)

第15条 委託業務の実施に要する機械、器具及び材料は、全て乙の負担とする。

# (実績報告及び検査)

- 第16条 乙は、各期の委託業務が終了したときは、遅滞なく実績報告書及び仕様書に定める書類等を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書及び仕様書に定める書類等を受理したときは遅滞なく検査を 行わなければならない。

# (委託金額の支払い)

- 第17条 乙は、前条第2項の規定による検査を実施し合格後、甲に対して委託金額の支払いを実施するものとする。年2回に分けて別表1のとおり請求するものとする。
- 2 甲は、前項の支払い請求があったときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

#### (信義則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約書を履行しなければならい。

## (協議)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本書二通を作成し双方記名押印の上、各自がその一通を所持する。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市

那覇市長 知 念 覚 印

 $\mathbb{Z}$